条件書　MV04(13)_211001

1.本条件書において､次の用語を以下のとおり定義するものとします。

(1)｢機器｣とは､注文書に記載し、契約条項 GCE-990_210416（以下本契約という）第4条第3号にもとづき甲が乙に提示する乙の書式(以下｢管理台帳｣という)で特定される乙所定の機械装置を意味します。

(2)｢接続機器｣とは､｢機器｣に接続されている器具類を意味します。

(3)｢ソフトウェア｣とは､｢機器｣に搭載するコンピューター･プログラムのうち､｢管理台帳｣で特定される乙所定のコンピューター･プログラムを意味します。

(4)｢対象製品｣とは､｢機器｣,｢接続機器｣および｢ソフトウェア｣の総称を意味します｡ただし､次の機械装置,器具類およびコンピューター･プログラムを除くものとします。

① ネットワーク機器類ならびにルーター,ブリッジ等を介して接続される別ネットワークの機械装置,器具類およびコンピューター･プログラム

② 乙が別途甲に対して切り分け対象外である旨を通知する機械装置,器具類およびコンピューター･プログラム

2.本契約第3条第1項にもとづき､乙が甲に提供する障害切り分けサービス内容は次のとおりとします。

(1)｢対象製品｣に障害が発生した場合､乙は甲の要請にもとづき乙の指定する技術者の電話または訪問により､障害発生箇所を調査します｡ただし､当該調査の一次対応は電話で行うものとし､乙が必要と判断した場合､訪問するものとします。

(2) 障害切り分けサービスには、障害修復のための｢対象製品｣の修理･修復作業は含まないものとします。

3.本契約第3条第1項に､次の条項を追加します。

(1) 甲が｢故障履歴情報提供サービス｣の付加を選択した場合、乙は､障害切り分けサービス実施日,障害の原因となった｢対象製品｣,障害内容,乙の回答内容を毎月1回甲に報告するものとします。

(2) 甲が｢障害切り分け対象 Group Ware 追加サービス｣,｢障害切り分け対象 Application 追加サービス｣,｢障害切り分け対象 DataBase 追加サービス｣,｢障害切り分け対象インターネット/イントラネットサーバ追加サービス｣の付加を選択した場合、乙は、｢ソフトウェア｣に別途甲乙が合意し、注文書で特定するコンピューター･プログラムを追加します。

(3) 甲が｢障害切り分け対象 Desk Top Application 追加サービス｣の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。

① 乙は、｢ソフトウェア｣に別途甲乙が合意し、注文書で特定するコンピューター･プログラムを追加します。

② 甲は、乙が｢障害切り分け対象 Desk Top Application 追加サービス｣の実施に必要な機械装置,器具類およびコンピューター･プログラム(以下｢必要器材｣という)を甲の費用と責任で調達し、乙に無償で貸与するものとします。

③｢必要器材｣は、別途甲乙で協議し、選定するものとします。

④ 乙は、｢必要器材｣を善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとし、本契約履行の目的以外では使用しないものとします。

⑤ 本契約が終了した場合､乙は､｢必要器材｣を速やかに甲に返還するものとします。

(4) 甲が｢他社訪問要請代行サービス｣の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。

①｢対象製品｣に障害が発生した場合､乙は本条件書第 2 項に定める障害切り分けサービスを実施のうえ、障害の原因となった｢対象製品｣の修理依頼先事業者に対する訪問修理要請または引取り修理要請を代行します。ただし、当該要請時期が修理依頼先事業者の営業日･営業時間外に該当する場合､乙は､当該修理依頼先事業者の翌営業日に訪問修理要請または引取り修理要請を代行するものとします。

② 前記①の修理等は修理依頼先事業者所定の条件に従うものとし、当該修理等に要する費用は甲の負担とします。

(5) 甲が｢送付修理手続代行サービス｣の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。

①｢機器｣または｢接続機器｣に障害が発生した場合､乙は本条件書第 2 項に定める障害切り分けサービスを実施のうえ、障害の原因である｢機器｣または｢接続機器｣の修理依頼先事業者への送付作業を代行します。

②｢機器｣または｢接続機器｣の修理等は、修理依頼先事業者所定の条件に従うものとし、当該修理等に要する費用は甲の負担とします。

③｢機器｣または｢接続機器｣の取り付けおよび取り外しは乙が実施します。ただし、修理依頼先事業者による修理終了後の稼動確認は｢送付修理手続代行サービス｣に含まないものとします。

④｢機器｣または｢接続機器｣の修理依頼先事業者への送付に際し、梱包材の手配,送料等、送付および受領に要する費用は甲の負担とします。

(6) 甲が｢ソフトウェア再インストール・環境再設定サービス｣の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。

①｢ソフトウェア｣に障害が発生した場合､乙は本条件書第 2 項に定める障害切り分けサービスを実施のうえ、障害の原因となった｢ソフトウェア｣を再インストールします。

② 乙は、前記①による｢ソフトウェア｣の再インストール後、｢管理台帳｣記載の状態に｢ソフトウェア｣を再設定します。

③｢ソフトウェア再インストール・環境再設定サービス｣の実施に起因する甲のコンピューター･プログラムまたはデータ等の滅失、毀損その他の甲の損害については、乙はその責を負わないものとします。

(7) 甲が「パッチインストールサービス」の付加を選択した場合、乙が甲に提供するサービス内容は次のとおりとします。

①「パッチインストールサービス」対象の「ソフトウェア」（本項において『ソフトウェア』という）は、注文書で特定するものとします。

②『ソフトウェア』に障害が発生した場合､乙は本条件書第２項に定める障害切り分けサービスを実施のうえ、乙が必要と判断したとき、『ソフトウェア』のパッチファイルを､甲に代わって「機器」に搭載します。

③ 甲は、使用権を有する『ソフトウェア』のパッチファイルを乙の技術者に提供するものとします。

④ 前記②の搭載作業は当該パッチファイル所定の手順に従い実施するものとし、乙は当該搭載作業により､それ以前に甲が「機器」で使用していたコンピューター･プログラムのすべてがパッチファイル搭載後の「機器」でも動作することを保証するものではありません。

⑤「パッチインストールサービス」には、『ソフトウェア』のバージョンアップ使用権の許諾および当該バージョンアップ版のインストール作業は含まないものとします。

(8) 甲が「CollaboPoster Client 障害切り分け追加サービス」の付加を選択した場合の「対象サービス」および「対象ソフトウェア」は次のとおりとします。

＜対象サービス：本項で定める各サービスのうち以下に該当するサービス＞

障害切り分け対象アプリケーション追加サービス

ソフトウェア再インストール環境再設定サービス

パッチインストールサービス

＜対象ソフトウェア＞

CollaboPoster Client

(9) 甲が「CollaboPoster Server 障害切り分け追加サービス」の付加を選択した場合の「対象サービス」および「対象ソフトウェア」は次のとおりとします。

＜対象サービス：本項で定める各サービスのうち以下に該当するサービス＞

障害切り分け対象アプリケーション追加サービス

ソフトウェア再インストール環境再設定サービス

パッチインストールサービス

＜対象ソフトウェア＞

CollaboPoster Server

(10) 甲が「障害切り分け対象アプリケーション追加サービス（MediaDEPO Author 対応）」の付加を選択した場合の「対象サービス」および「対象ソフトウェア」は次のとおりとします。

＜対象サービス：本項で定める各サービスのうち以下に該当するサービス＞

障害切り分け対象アプリケーション追加サービス

ソフトウェア再インストール環境再設定サービス

パッチインストールサービス

＜対象ソフトウェア＞

MediaDEPO Author

(11) 甲が「障害切り分け対象アプリケーション追加サービス（MediaDEPO Server 対応）」の付加を選択した場合の「対象サービス」および「対象ソフトウェア」は次のとおりとします。

＜対象サービス：本項で定める各サービスのうち以下に該当するサービス＞

障害切り分け対象アプリケーション追加サービス

ソフトウェア再インストール環境再設定サービス

パッチインストールサービス

＜対象ソフトウェア＞

MediaDEPO Server

(12) 甲が「障害切り分け対象アプリケーション追加サービス（MediaDEPO Server Learning Edition 対応）」の付加を選択した場合の「対象サービス」および「対象ソフトウェア」は次のとおりとします。

＜対象サービス：本項で定める各サービスのうち以下に該当するサービス＞

障害切り分け対象アプリケーション追加サービス

ソフトウェア再インストール環境再設定サービス

パッチインストールサービス

＜対象ソフトウェア＞

MediaDEPO Server Learning Edition

(13)甲が「Client PC あんしんパック（ベーシック）」の付加を選択した場合の「対象サービス」および「対象ソフトウェア」は次のとおりとします。

＜対象サービス：本項で定める各サービスのうち以下に該当するサービス＞

「障害切り分けサービス(PC Client)」,「ソフトウェア再インストール･環境再設定サービス(OSからDesktop Applicationまで）」,「障害切り分け対象アプリケーション追加サービス(DocuWorks)」,「ソフトウェア再インストール･環境再設定サービス(DocuWorks)」,アンチウイルスソフトの「障害切り分け対象アプリケーション追加サービス」,アンチウイルスソフトの「ソフトウェア再インストール･環境再設定サービス」および「他社訪問要請代行サービス」または「送付修理手続き代行サービス」

＜対象ソフトウェア＞

Desktop Application

DocuWorks

アンチウイルスソフトは、次のソフトウェアのうち１つを対象とします。

・富士フイルムビジネスイノベーション

「beat Anti-virus」

「オフィスあんしんセキュリティーサービス MA」

「オフィスあんしんセキュリティーサービス AG」

・トレンドマイクロ社/ブロードコム（旧シマンテック）社/マカフィー社のアンチウイルスソフト製品

(14) 甲が「ネットワークストレージ(NAS) あんしんパック」の付加を選択した場合の「対象サービス」および「対象ハードウェア」,「特約」は次のとおりとします。

＜対象サービス：本項で定める各サービスのうち以下に該当するサービス＞

「障害切り分けサービス NAS (Network Attached Storage) 」,「ソフトウェア再インストール・環境再設定サービス」および「他社訪問要請代行サービス」または「送付修理手続き代行サービス」

＜対象ハードウェア＞

SMB 向けアプライアンス型 NAS(*1)：1 台

NAS に直結された USB 外付 HDD(*2) ：1 台

UPS（無停電電源装置 *2) ：1 台

*1： バッファロー、アイ・オー・データ、エレコム、QNAP、沖縄クロスヘッド機器の SMB 向け NAS（Windows 搭載モデルを除く）

*2： NAS 機器メーカーが動作保証する製品に限る

＜特約＞

1. 条件書第 3 項第 6 号を、次のとおり変更します。

(1)HDD の障害等で NAS 環境の復旧が必要になった場合、乙の判断により、次のいずれかの方法による環境設定情報の復旧を支援します。

① RAID の再構築または NAS の標準機能によるバックアップからのリカバリー

② 甲から提供された設定情報ファイルのリストア

③ ネットワーク管理台帳に記載されたネットワーク設定情報を再設定。ただし、甲がネットワーク管理台帳または設定情報ファイルを乙に提示しない場合、対象機器の標準設定までとします。

(2)乙が障害復旧の手段として実施する RAID の再構築またはリカバリー作業に付随してリストアされた甲のデータは、乙の責任範囲外とします。

2. 本契約第 4 条第 1 項に、次の条項を追加します。

甲のデータのバックアップおよびリストア作業は甲の費用と責任で実施するものとします。

3. 本契約第 4 条第 1 項第 7 号に、次の条項を追加します。

①「機器」または「接続機器」のメーカーが提供するソフトウェアおよびオプション機能に関する「本サービス」。

② 破損したハードディスクのデータ復旧作業。

③「機器」または「接続機器」のファームウエアおよび付属ソフトウェアのアップデート作業。

(15) 甲が「障害切り分け追加サービス（DocuShare サーバーソフトウェア対応）」の付加を選択した場合の「対象サービス」および「対象ハードウェア」は次のとおりとします。

＜対象サービス：本項で定める各サービスのうち以下に該当するサービス＞

障害切り分け対象アプリケーション追加サービス

ソフトウェア再インストール環境再設定サービス

パッチインストールサービス

＜対象ソフトウェア＞

DocuShare サーバー

アップロードツール

関連文書検索オプション

複数サーバー検索オプション

アクセスランキングオプション

複数サーバーログインオプション

DocuShare 外部アクセス for Apeos

(16) 甲が「モバイル端末あんしんパック（GIGA スクール対応）」の付加を選択した場合の「対象サービス」および「対象ハードウェア」は次のとおりとします。

＜対象サービス：本項で定める各サービスのうち以下に該当するサービス＞

障害切り分けサービス

他社訪問要請代行サービス

送付修理手続き代行サービス

ソフトウェア再インストール環境再設定サービス

＜対象ハードウェア＞

Chromebook

iPad

4. 本契約第 6 条第 1 項を次のとおり変更します。

本契約期間は注文書記載のとおりとします。ただし、当該契約期間満了の 2 ヵ月前までに甲乙いずれからも書面により本契約を終了させる意思表示がない場合、更に 1 年間更新するものとし、以後の更新も同様とします。

5. 本契約第 8 条に次の条項を追加します。

甲が「対象製品」を変更する場合、乙は当該変更内容に応じて「保守サービス料金」を改定するものとします。

6. 本契約第 11 条を次のとおり変更します。

甲および乙は、本契約にもとづき知り得た相手方の情報のうち当該相手方が機密情報である旨を特定したもの(以下「機密情報」という)を、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に漏洩しないものとします。ただし、次のいずれかに該

当するものについては「機密情報」の範囲から除くものとします。

① 甲または乙が相手方から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報

② 甲または乙の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報

③ 甲または乙が独自に開発したことを立証した情報

7. 本契約第 15 条に次の条項を追加します。

(1) 乙は、「支援業務」の実施により「対象製品」の障害が必ず是正されることを保証するものではありません。

(2) 本条件書第 3 項第 4 号および第 3 項第 5 号にもとづき、乙が修理依頼先事業者に訪問修理要請,引取り修理要請または送付作業を行ったにもかかわらず、保守の停止等の事由により、「対象製品」を修理依頼先事業者が修理できない場合でも、乙はその責を負わないものとします。

以上